

河田豊前守殿 (長親)

九月六日。長福寺教圓、坪坂新五郎に、越中に於ける戦況の利運を祝す。

【坪坂文書】

一五三六

猶々江北之儀も、粗被示下候者可爲恐悅候。此外無他候。

其以後久不申通候。頗背本意令存候。仍京都様御左右 (足利義昭)  
從入道殿被仰爲聞、難有奉存候。猶委細承度存候而、

以使者申入候。具蒙仰候者可爲満足候。兼又越中表之儀、彌御利運之由承候間、祝着之至候。さぞ御情に入御馳走令推量候。就中雖輕少至極候、蜘蛛三束令進入候。表御音問迄候。何様罷上、心事可申入候。恐々謹言。

長福寺

九月六日 (元龜三年)

教圓 在判

坪坂新五郎殿

參御宿所

(長福寺は今鹿島郡七尾に在るものなるべし。)

九月八日。杉浦壹岐越中より、金澤御坊の坪坂伯耆等に、重ねて加賀南兩郡の來援を求む。

【坪坂文書】

一五三七

南兩郡出勢之事、先日以使者雖申越候、未能御返事候間、態二木差上候。此表之備、度々如令申候、一大事相極候條、早々南方に被成御越、此表備之事堅可被仰付候。當表敵味方之有姿、雖敷返申候、自身無御越故ニ、能美江沼無承引候敷之間、兎角有御越而、越前助勢之事先々可被仰留候。 (足利義昭) 京都様之御儀者、御兩寺北兩郡拙者、以飛脚令言上候間可御心安候。猶楮餘此者口上申含候。恐々謹言。

杉浦壹岐法橋 (杉浦壹岐法橋)

九月八日 (元龜三年)

玄任 在判

坪坂伯耆入道 (坪坂伯耆入道)

川左次 (川那部左衛門次郎)

御宿所

(御兩寺は越中勝興寺及び瑞泉寺なるべく、北兩郡

は石川・河北兩郡を指す。)

九月九日。高桑吉政、坪坂新五郎に、越中にて大利を得たることを報す。

【坪坂文書】

一五三八

返々久不申上候。御床敷存斗候。此表之儀、始末可御心安候。敵之鍵兩度之手合案内にて候。先以心易見へ申候。目出度致歸陣、万々可申上候。此外不申入候。此間之依取亂、細々不申上候。御煩御平癒之由承候而、喜悅無申斗候。八日之午之刻働ニ、可然馬上共討捕得大利候。於時宜者可被御心易候。兼又上様御左右承度候。乍恐便宜可預示候。恐惶謹言。

高桑甚介

九月九日

吉政 在判

坪坂新五郎殿

(高桑甚介は石川郡割出の住人なるべし。)

九月十日。江沼郡・能美郡の一向一揆、金澤御坊の坪坂伯耆等に杉浦壹岐の書状を受領したるこ

とを報す。

【坪坂文書】

一五三九

先度預御札、祝着之至存候。從杉浦殿之御狀、慥ニ相届申候。即各々令披露候。乍恐可然之様ニ御演說奉頼存候。猶期後音申候。恐々謹言。

九月十日 (元龜三年)

江沼郡 在判

坪坂伯耆入道殿

川那部左衛門次郎殿

參貴報

(杉浦殿よりの御狀といふは八月二十日附のものを指すなるべし。)

【坪坂文書】

一五四〇

不能端書

御折帛令披見候。仍從杉浦壹岐法橋之御一札令披閱、即